HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代東アジア問題とマックス・ヴェーバー : Rentenkapitalismusとrent-seeking capitalismの連続性に即して
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 64(5), 1-22
Issue Date	2014-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/54535
Type	bulletin (article)
File Information	HLR64-5_002.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

現代東アジア問題とマックス・ヴェーバー

――Rentenkapitalismus と rent-seeking capitalism の連続性に即して*――

今井弘道

*本稿は、本年（二〇一三年）六月二日（日）に六通賓館会議中心（中国・杭州市）において開催された「『走向世界的中国法哲学』国際研討会」（主催：浙江大学光華法学院・浙江大学法理研究所）において発表したものである。当日は、厳しい時間の制約もあって、これをかなり縮約して報告せざるをえなかったが、これはその縮約以前のものである。

尚、この研討会の主宰者であり私に報告の機会を与えて下さった陳林林浙江大学教授並びに当日の通訳をして下さった畢

瑩浙江大学准教授に対して、この場を借りてあらためて御礼を申し上げたい。また、そもそもこの報告は、二〇一三年夏学期の浙江大学光華法学院の博士課程向けの私の講義「法哲学前沿」（中国語の「前沿」とは「最前線」といった意味。因みに、この講義の通訳も畢瑩准教授が担当してくれた）の一部をこの研討会用に編集したものである。この講義は、日中間の外交関係が近年になく険悪な時期のものであった。しかし、院生や学生――単位にならないのに院生に劣らぬ熱心さで参加してくれた学生――の真剣な眼差しを見つめながらの講義と、その後の昼食を囲んでの「招待所」での日本語・中国語・英語を織り交ぜての歓談は、その険悪さが信じられないほど無条件に楽しいものであった。その中で、将来の中国のさまざまな領域でのリーダーになるであろうこれらの諸君の洗練された社交と会話のセンスに深い感銘を受けた。私は、この記録を、その院生・学生諸君との思い出と将来の諸君たちの中国とに捧げたい。

一．マックス・ヴェーバーは、ヨーロッパには「普遍史」的な意味をもつ近代文化と近代資本主義が成立したが、他面でアジアにはそれは成立しない、とした。[1] そしてアジアにおける近代資本主義不成立の根拠を示すために、『儒教と道教』や『ヒンドゥー教と仏教』などの宗教社会的研究を行った。ここに、ヴェーバーの西洋と東洋の比較社会文化研究の焦点があった。このことは広く知られている通りである。

しかし、現在、東アジアにおける資本主義の発展・市場経済の発展はめざましく、今や東アジアは、世界最大の経済地域となりつつある。このことについても、あらためて多くを言う必要のないことである。

ここから、一部の人によって、ヴェーバーのアジアにおける、とりわけ東アジアにおける資本主義の成立不可能性の議論は破綻した、少なくとも時代に追い越された、との議論が行われることになった。場合によっては、『儒教の倫理と資本主義の精神』といった問題設定が行われさえした。

しかし、この儒教資本主義論はひとまず置くとして、ヴェーバーのいわゆる「東アジアにおける資本主義の成立不可

能性論」なる議論のすべてが間違っていたとは言えない。確かに、東アジアにおける資本主義の発展は、ヴェーバーのアジアについての否定的議論を、事実をもって反証したという一面をもっている。しかし、ヴェーバーのこの議論には、依然として重要な問題が存在していて、安易な「克服」を許さないものがある。

しかも、更に立ち入って言えば、ヴェーバーの議論を「東アジアにおける（あるいは、ヨーロッパ以外の地域における、と言い換えてもよい）資本主義の成立不可能性論」というように概括するということ自体が、実は、極めて重大な問題を含んだヴェーバー理解に立脚したものでしかない。この点を正確に押さえ直すならば、ヴェーバーの議論は、現在の東アジアにおける資本主義の成立と展開、そして発展にまつわる問題性を発見していく上で、極めて重要な示唆を与えてくれるものでもある、またそこから現代資本主義を新たに捉え返す視角が可能にもなる、とも言えるように思われる。この意味では、ヴェーバーの「東アジアにおける資本主義の成立不可能性論」は、それを現代の問題群の中においてひとひねりして捉え返す限りは、間違ったものだったとか、無意味なものになったというようには決して言えないのである。

本報告においては、このような事情を踏まえて、ヴェーバーの議論を批判的に継承することの重要性という主張を掲げながら、現代東アジアの資本主義の発展を瞥見し、それとの関係において東アジアにおける現代法哲学の課題を考察してみたい、と思う。

二、ヴェーバーの東西の比較研究の最重要な論点の一つに、周知のように、こういう議論がある。ヨーロッパの都市形成――例えば古代ギリシャのポリス――は、誓約集団形成・兄弟盟約締結――つまりは、同一氏族に属さない者がヴォランタリーな誓約を通して「仲間 Genosse」になるという誓約・盟約――を通して行われたが、東洋における都市は、

このようなヴォランタリーな方法を通して成立したわけではなかった。むしろ、例えばエジプトや中国などの東洋の都市は、上からの官僚主義的な方法によって形成されたのだ、という議論である。(2)

ヴェーバーのこの都市形成論は、ヨーロッパの社会形成・国家形成の核心に関わるものであった。誓約集団形成・兄弟盟約締結といったヴォランタリーな手法に注視するこの議論は、いくつかの留保をしておけば、近代のホッブス、ロック、ルソーなどの社会契約論をも包摂しうる意味をもつと見ることができるからである。逆に言えば、このようなヴェーバーの誓約集団形成の手法による西洋の都市形成理解は、ヴォランタリー・アソシエーション形成や社会契約論的国家形成論の伝統をもたない東洋の社会形成のあり方のヨーロッパとは対照的な特質をシャープに衝くものである、とも言えるわけである。

無論、言うまでもなく、ヨーロッパのすべての都市が誓約集団形成的な手法で成立したわけではない。その意味で、この議論は、理念型的（idealtypisch）な議論にすぎない。しかし、そのことを了解した上で見るなら、このヴェーバーの議論は、きわめて大きな射程をもったものと評することが出来る。

例えば、ヴェーバー以降の議論で現代の法哲学に直接的な影響を与えている議論に、ハンナ・アーレントからユルゲン・ハバーマスへと展開されていくコミュニケーション理論がある。このコミュニケーション理論は、社会契約論を通して、ギリシャの誓約集団的ポリス形成の伝統にまで遡及していくものだと言えなくもない。ハンナ・アーレントのコミュニケーションの概念には、むしろポリス的実践が直接に息づいてさえいる。(3)

近年、日本においてであれ、中国においてであれ、このようなコミュニケーション理論に大きな関心が示されている。その関心は、それについての論者の直接的な意識がどうであれ、アジアにおける「市民社会」の伝統の不在――とりわけ、「政治社会としての市民社会」(4)の伝統の不在――についての反省的意識と無関係ではない。このように考えれば、

このハンナ・アーレントからユルゲン・ハバーマスへと展開されていくコミュニケーション理論に対する関心の高まり自体が、ヴェーバーの上述の議論と無関係ではないわけである。

無論、そのような議論とヴェーバーの自由主義との関係如何、という問題を立てたときには、そこにあらためて重大な問題が生じてくることになるということは、言っておかなければならないが…。

三、エジプトやメソポタミア、中国などのオリエントの都市の多くは、ギリシャの都市形成に先行するものであった。それらの都市は、いずれも河岸上に花開いた文明の都市であった。その河岸文明は、ヴェーバーが繰り返し言っているように、それぞれに大河川の治水・潅漑施設の建設と、それへの人民の徴発・動員等々のマネッジメントを行う官僚機構によって可能となったものであった。またその官僚機構それ自体が、そのマネッジメントの遂行の中で成長し発展したのであった。王の軍隊もその中で発達した。王の軍隊の遂行する戦争の目的の多くは、この治水・潅漑施設の工事に動員するための人間狩りにあったのだが、それが軍隊を発達させたのである。そして、工事の完成後は、掠奪され工事に従事させられた捕囚たちは、新たに耕作可能となった土地での耕作に従事させられた。それは必然的に、官僚と軍隊が居を定める新たな都市の形成と発展につながった。

こうして大河川の治水潅漑によって飛躍的に増大した農業生産力の上に成立した都市は、またそこでの諸々の社会システムも、西洋の都市とは違って、人々の誓約集団形成・兄弟盟約締結などのヴォランタリーな経路を取って成立したものではなく、やはり上からの官僚制的な手法によって形成されたものであった。勿論、そこにヴォランタリーな社会形成の萌芽があらたに発生する場合がなくはなかった。しかしそのようなものが見出された場合には、この上からの社会形成を危険に陥れるものとして、抑圧され圧殺され、少なくとも大きく制約された。

ヴェーバーは、最古の官僚制はエジプトにおいて成立した、中国でも官僚制は大きく発展した、と言っている。そして、『支配の社会学』における官僚制の歴史的分析では、この二国に特別の注意を払っている。[5] その分析は、それが、誓約集団形成的な社会的思考様式――社会契約論やコミュニケーション理論につながっていく思考様式――とは対立的なものであったことを、執拗に強調している。ヴェーバーの東西比較文化論の焦点は、まさしくこの点の対照を、少なくとも一つの、最も重要なポイントとするものであった。その意味では、ヴェーバーの誓約集団的・兄弟盟約的都市形成という視点は、ヴェーバーの方法的視点の位置をも有している。つまり、この比較論が重要な現代的意味をもつことを自覚した上で、ヴェーバーは、『経済と社会』に収められた一連の諸論考を執筆し続けたのである。

四、ところで、誓約集団形成・兄弟盟約締結というようなヴォランタリーな経路を取って社会形成を行うためには、血統にまつわる観念や伝統の神聖性に関わる観念がブレイク・スルーされる必要があった。少なくともそれがもつ意味が、都市形成・社会形成との関係において、大きく相対化される必要があった。

逆に、治水・潅漑工事の成果を通して急速に――言わば一足飛びに――一元的権力が成立・発展し、上からの官僚制的社会形成が行われた場合には、民衆の中の氏族的血縁的観念や呪術的観念との対決は、必ずしも不可欠ではなかった。その場合には、そのような観念は、自覚的にか無自覚的に温存されることとなった。ここから、「血統カリスマ」というような魔術的観念を否定していく西欧的合理化の軌道と、それを温存し独自の観念に発展させていくインド的・中国的な軌道が分岐した。

このように考えるところからヴェーバーの宗教社会学的議論が開かれていくわけであるが、ここでこの点に立ち入ることはできない。ここで重要なことは、その点に関わる議論が単に孤立的な宗教的次元に関わるものではないというこ

と、それは以上のような『支配の社会学』、『都市の諸類型』等の議論と内在的に関連しあうものだということ、を確認しておくことである。

五、時間的に制限された報告では、大幅な単純化は不可避である。そのことを前提にして言えば、ヴェーバーは、総じて西洋と東洋の社会形成のあり方についての比較論を、基本的にこのようなものとして見ていたと言うことが出来る。そして、それが『都市の類型学』における議論に最も尖鋭な形で表現されていたわけである。

ところで、近代的資本主義論についていえば、ヴェーバーは、それの特質を、自由な契約関係・市場関係と、その上で可能になる職業労働（Berufsarbeit）とを基礎にして展開されるところにある、と見ていた。このようなものとして、この資本主義は、言わば経済的領域におけるヴォランタリーな社会形成による成果であった。

そのヴェーバーの議論で重要なことは、その資本主義の発展は、自生的な経路を辿るのではなく、たとえ国家的官僚制の保護下で離陸可能だとしても、最終的には、そこから独立しなければ健全な発展は望めない。国家的保護下では、資本は、得てして政治的特権を志向したり独占的で排他的な地位を掌握したりしてRenteの獲得に――つまりrent-seekingに――向かう頽廃的な行動を志向するようになるし、またそこから脱却できなくなるからだ、とされていることである。

ところで、ここから、

①生産的・創造的労働による利得の獲得を志向する資本主義と

②特権を通してのrent-seekingを志向する資本主義

という二種類の資本主義概念が得られることになる。

今、このrent-seekingの言葉を用いたことは、やや唐突であったかも知れない。そこで、この言葉について、急いで一言説明を加えておこう。

ヴェーバーは、Rente（英:rent）／Rentenkapitalismusという言葉を、あちらこちらで頻繁に用いている。ここに、ヴェーバーの資本主義論についての一つの重要なポイントが込められていたからである。

さて、Renteとは、新たな価値の創造なしに、政治的・社会的な権力によって、またはそれとの癒着によって横奪される利得のことである。市場を前提にして言えば、市場的公正さを逸脱した形で獲得された、その意味で正当性（legitimacy）をもたない利得である。このRenteという語は、「地代」という意味から派生したものだが、「地代」も、その権原はつまるところ軍事的征服――という広い意味での政治的権力――に行き着くことになると見るならば、それの利得としての「経済的」正当性は問題視されうる。そして、要するに、そのような意味において経済的正当性をもたない利得を志向する資本がRentenkapitalなのである。

ノーベル賞経済学者であるスティグリッツ（Joseph E. Stiglitz）は、このようなRente（英：rent）追求的行動をrent-seekingと呼んでいる。[6] そして、例えば現代アメリカのある種の投資家や企業のCEO、一部の富裕者層の富は、市場の公平な競争が機能しないように政治的に操作されたメカニズムに立脚して富を掻き集めるというrent-seekingの結果である――つまり事実上の「富の収奪」である――との批判を行っている。この種の議論は、公共政策論における議論に遡及するのだが、ここでは立ち入ることはできない。ここで重要なことは、このrent-seekingという現代英語は、ヴェーバーのRente、Rentenkapitalismus批判の議論の精神にも適合するもの、連続するものであって、それを論ずる場合には、はなはだ好都合なものだということである。本報告のサブタイトルに掲げた「Rentenkapitalismus と rent-seeking capitalism の連続性」という言葉は、さしあたりはこの点を指している。

六、さて、ヴェーバーの資本主義論は、このような rent-seeking 行為を原理的に批判することを一つの焦点にするものであった。ヴェーバーの職業労働とは「人類の物質的財貨の調達の合理化」[7]を使命と見、その合理性を阻害する非合理的なもの――伝統的偏見や政治的特権など――と闘う、という意味を内包していた。ヴェーバーは rent-seeking 的な行為を「経済的に非合理的（wirtschaftlich irrational）な」のものと見なし、Rentenkapitalismus を「非合理的資本主義（nichtrationaler Kapitalismus）」とも呼んでいた[8]。先に二種類の資本主義概念が得られるといったのは、このことである。

ヴェーバーは、資本主義のインフラとしての合理的な官僚制の必要を承認している。しかし、官僚制は、誓約集団的社会形成の原理に対立する性格をもつものであるとともに、いわば Rentenkapitalismus のパートナーとなりうるもの、なりがちなものでもあった。官僚による――つまり、法や政策を通しての――市場操作が Rentenkapital にとっての Rente の確保につながり、それが同時に官僚の権力の強化にもなり、利権にもなるということを考えれば、このことは直ちに了解されよう。

こうして、ヴェーバーの資本主義論は、「合理的な官僚制」の必要については、これを承認した上で、「Rentenkapitalismus」とそのパートナーとしての「官僚制」――非合理的に機能する「官僚制」――とは徹底的に闘おうとするものであった。官僚制と癒着した Rente 志向の資本主義は、非合理的経済を蔓延させて社会を頽廃に追いやるものと考えられたのである。ヴェーバーの官僚制の承認は、官僚制が内包しているこのような傾向と闘い、官僚制を「合理的資本主義」とその市場関係の合理的展開をサポートする機能に限定する必要性を大いに強調した上での、言わば条件付き承認だったのである。またヴェーバーは、この資本の非合理化と官僚制の非合理化を監視し統制する機能をはたすべき議会の機能を重視し、更にはその議会を統制する機能をもつ政治的市民の成熟した政治行動に、そして普

通選挙権に、大きな期待を寄せていた。上の諸力の緊張関係に最終的な決済を与えるものの権力基盤はここに置かれるべきだ、そう考えていたからである。ヴェーバーの政治機構改革論の多くは、この論点に関わるものであった。この点では、ヴェーバーの議論は、スティグリッツの議論を、よりシャープな形で先取りしているとさえ言えそうである。

七、「人類の物質的財貨の調達の合理化」を使命と心得、その合理性を阻害するものと闘う職業労働は、生産過程の分業と協業関係の組織的再編成と技術的合理化を――要するにイノヴェーションの可能性を――不断に追求するという論理を内在させたものであった。Rentenkapitalismus における rent-seeking 行為が何よりも問題となるのは、それがこの生産機構と生産過程におけるイノヴェーションの可能性に眼を向けず、政治的・社会的な権力構造と癒合することによって、他者に帰属するべき利得の取り分を収奪することに力を傾注するからである。

その端的な現代的な一例に、自動車の排気ガスに対する対応の問題がある。自動車の排気ガスが一つの重大な公害源として問題化されたとき、自動車メーカーには、二つの対応が可能であった。第一は、排気ガスの減少・希薄化を可能にする技術の開発に対する研究投資への拡大、第二は、その問題の政治問題化を押さえ込むためのロビイストや法律家、そして政治家への投資の拡大である。ここに、問題の発生を生産機構と生産過程におけるイノヴェーションの可能性に向かう契機とするか、政治志向的な行動を取る契機とするかの分岐がある。後者の選択は、権力と癒着することを通して公共財としての環境コストに対するフリー・ライドの「権利」を求めるという意味で、rent-seeking 的行為の一種だ、いやそれよりも悪質な、環境という公共財の掠奪だ、と言いうるわけである。

このような rent-seeking 行為は、政治的・行政的権力の腐敗と、既存の非合理な権力や暴力の温存につながる。無論、それは、本来的な市場のルールを大きく歪曲するものでもある。現れ方はこれとは異なっていたにせよ、この種の問題

は、ヴェーバーの眼前に既に姿を現していた。それを、ヴェーバーは、資本主義の合理性の自己否定とそのことによる正当性をもたない非合理的資本主義への変質に関わる深刻な問題としてとらえていた。

これに反して、「合理的資本主義」は、公正な「市場機会 Marktchance」とそこにおける「大量的・大衆的なる欲望充足の機会」に志向するものであった。こうして、「合理的資本主義」は、公正な「市場」とそのルールと密接な相互関係、相互促進関係をもつことになる。そしてそのことが、生産過程のイノヴェーションを生み出し、現代的に言えば、新たな機能をもった商品を広く購買可能な価格で販売しうる開発力をもたらす。[9] ヴェーバーは、この「合理的資本主義」の働きの内にこそ、本来の意味での社会発展の条件を見たのであった。

八、ヴェーバーによれば、揺籃期の資本主義をこのような合理的な社会経済的組織に仕上げていくという課題こそが、ヨーロッパの中世末期以来残されていた問題であった。このような合理的資本主義への発展の途は、ヴェーバーによれば、近代以前においては閉ざされていた。[10] とりわけアジアにおいてはそうであった。この問題を、「合理的資本主義」の主体的な条件の側面から解明したのが、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』であった。

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の中に、「ドイツの成り上がりの資本家家族」が「世襲財産と名目貴族という安全港に到着するや、息子を大学や官庁に勤務させ、その息子は自分の出自を忘れようと努力」しはじめる。これは珍しくもない光景だが、それは「亜流者流の頽廃的産物」だ、と辛辣に皮肉っている文章がある。[11] ヴェーバーは、ここで、資本主義を財産形成の手段としてしか見ず、その財産が生み出す Rente を基礎にして結局は怠惰な伝統主義的生活様式に回帰していくというライフ・スタイルが、社会の革新を放置し、むしろそれを頽落させ、社会的衰退を惹起する重大な要因となっていることを問題視している。そして、そのような風潮と対決しているわけである。このよう

な「成り上がり者」が獲得する「世襲財産と名目貴族」は、rent-seeking behavior と表裏一体のものである。このようないわば「世襲財産と名目貴族-seeking behavior」は、現代のアメリカのいわゆる「富裕層」の中に露骨に現れている。日本でもその傾向は模倣されている。ヴェーバーは、しばしば市民的意識、市民的階級意識の重要性を強調しているが、それは、このような頽落に向かう伝統志向的」で「貴族」主義的で、「非市民的」な精神に批判的に対置されたものなのであった。

九、ヴェーバーは、近代資本主義を分析する一方で、繰り返し古代の経済史・農業史を論じている。そこでのヴェーバーは、誓約集団的手法を通して成立したポリス的政治体制が、同時に「古代資本主義」的経済をもっていたことを明らかにしている。ところで、その場合にも、古代資本主義における「資本主義的企業者 kapitalistischer Unternehmer」と「資本レンテ寄生者 Kapitalrentner（＝rent-seeker－今井）」との区別は、ハッキリと貫徹されているのである。(12)

しかし、この場合の古代資本主義の「企業者」とは、ギリシャを例にとって言えば、自由な市民に軽蔑されながら、基本的には、Rente の獲得を相対的に合理的な形で追求する商人にすぎなかった。そして、自由な市民とは、ほとんどの時間をスポーツを含めた軍事訓練を行うのでなければ、ソクラテスのように広場で語りあうことに時間を費やし、奴隷を働かせてそれで生活を支えている Rentner にすぎなかった。

古代民主主義も、こうして経済的に見れば、所詮は政治的チャンスに寄生する資本主義（＝<political chance>-oriented capitalism）を抱え込んでいたのであり、その全体は、<political chance>oriented――あるいはむしろ<military chance> oriented――ではあるが、古代資本主義とも言えない、奴隷がもたらす Rente に支えられていたのであった。ポリスの民主主義は rent-seeker たる〈政治人＝homo politicus〉たちの民主主義に他ならなかったのである。

だが、ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』に言う「資本主義」とは、これとは違って「西洋に独自な近代の合理的経営的資本主義」であった。それは、「中国、印度、バビロン、ギリシャ、ローマ、フィレンツェから現代にいたるまで、三〇〇〇年来世界の各地にみられた高利貸、軍需品調達業者、官職＝徴税の請負業者、大商人や大金融業者たちの資本主義」[13]とされる非合理的資本主義＝Rentenkapitalismus とは原理的に異質なものであった。このヴェーバーの指摘は、このような古代民主主義への批判を含めた、Rentenkapitalismus 批判、rent-seeking behavior 批判の総括的な表明に他ならないということができるであろう。

十、ヴェーバーによれば、「西洋に独自な近代の合理的経営的資本主義」が成立したのは、プロテスタンティズムのエートスを通してであった。だが、その資本主義も、実はこの rent-seeking behavior に立脚する Rentenkapitalismus とは全く無縁とは言えず、それへの転落の可能性を内包しているものであった――この問題をヴェーバーは、「職業労働」の結果としての「富の獲得」を労働の「自己目的」に転換させていたベンジャミン・フランクリンの功利主義のうちに見ていた――。その意識には、他者の労働を利用する場合には、その労働を自己にとっての利得の源泉とみる発想が潜在していた。それは、やがて「新たなる賦役国家」への推進力として働くことになる。

ヴェーバーは、『古代農業事情』などでは、ギリシャよりは一歩進んではいるが本質的には同質のものにとどまるローマ的「古代資本主義」を分析しながら、ローマ帝国が遂にはエジプト類似の官僚制と賦役制を抱え込みながら衰亡していった様相を描き出している。つまり、ローマ帝国は、遂には「アジア的復古」を成し遂げてしまった[14]、というわけである。このヴェーバーのローマ帝国の「アジア的復古」の具体的様相についての歴史的認識への情熱は、ヨーロッパの近代資本主義に対する危機感に発したものであった。強力な官僚制を伴ったドイツ資本主義は――いや、官僚制を自ら

にとって不可欠なものとし、また rent-seeking behavior の可能性を孕んでいるすべての現代資本主義は――、実は、総体としてこのローマ帝国の「アジア的復古」への道をあらためて歩んでいるのではないか。これは、ヴェーバーの胸底から去ることのない根源的な問題であった。このヴェーバーの危惧は、既に『ロシア革命論』第一論文の次の一節によくあらわれている。

「アメリカの「慈恵的封建制」(benevolent feudalism) といい、ドイツのいわゆる「福利厚生施設」(Wohlfahrteinrichtungen) といい、更にはロシアの工場基本法 (Fabrikverfassung) といい (ここでヴェーバーは、高度資本主義の諸様相を概括しているわけである-今井)、いたるところで新たな隷従の檻 (das Gehäuse für die neue Hörigkeit) がすでに出来あがっているわけであって、あとはもう大衆の収容を待つだけとなっている。そのうち技術的-経済的「進歩」のテンポが鈍化して、「レンテ」の伸びが「収益」の伸びを上回るようになり、それと並行して、「自由な」土地も、「自由な」市場も、次第に姿を消すようになるだろう。そうなれば、結局、大衆は「すごすごと」その檻へ入って行くほかはなくなるわけである」(15)。

ヴェーバーは、ある意味では、「アジア停滞論」にコミットしていた。ヨーロッパには「普遍史」的な意味をもつ近代文化と近代資本主義が成立したが、他面でアジアにはそれは成立しないとしていた以上、このことは否定することができない。しかし、ヴェーバーは、他面で同時に、ヨーロッパの発展は、近代資本主義が Rentenkapitalismus へと変質していく中で、やがて停滞に陥り、ヨーロッパの「アジア的復古」を帰結せざるをえないのではないか、と考えてもいたのであった。近代的資本主義は、「新たなる賦役国家」＝（「新たな隷従の檻 (das Gehäuse für die neue

Hörigkeit」）へと帰結していくのではないか、というわけである。

「アジア停滞論」と「ヨーロッパの「アジア的復古論」」とは、こう考えてみれば、同じ事態の異なった地域における発現――アジアとヨーロッパとにおける発現――に他ならないと言える。ヴェーバーにとっての、『ロシア革命論』以降の問題は、まさしくこの点にあった。ヨーロッパの頽落と停滞、そして「アジア的復古」の問題は、ヴェーバーにとっては、実は、なによりも「ヨーロッパ的停滞」の問題に他ならなかったのである。まさしくそれゆえにこそ、ヴェーバーは、『古代農業事情』の結論部分において、こう言っていたのである。

「（現代における－今井）社会の官僚化はいつか資本主義を抑圧するものとなる……。……その時には、《組織的秩序》が《自由な競争に立脚した生産 Anarchie der Produktion》に代位することになる。だがその秩序は、ローマ帝政時代や、それどころか、かつてのエジプト王国の組織的原理と似たものとなるであろう」[16]。

この文章は、先の『ロシア革命論』の文章といわば連動している。そのことは、「新秩序ドイツの議会と政府」における次の文章を重ねてみれば明らかとなる。

「「官僚制的組織」という「生きた機械」は、工場で労働者を支配している「あの死んだ機械」と手を結んで、「未来の隷従の檻（das Gehäuse jener Hörigkeit der Zukunft）をつくり出す働きをしている」。だから、「もしも……合理的な、官僚による行政と事務処理とが、人間にとって、懸案諸問題の解決方法を決定するさいの、唯一究極の価値であるとするならば、人間は、多分いつの日か、古代エジプト国家の土民のように、力なくあの隷従に順応せ

ざるをえなくなるだろう」。[17]

ヴェーバーにとっての問題が、現代ヨーロッパの「エジプト化」という形での「アジア的復古」にあったことは、これらの文章から明らかであろう。ところで、ここには重要な問題が隠されている。「アジア停滞論」とは、実は「アジアという地域」に関わる地理関係的な概念ではなかった、という問題である。それは、実際には、近代資本主義それ自体の停滞に関わる普遍的な問題と言うべきものだった。つまり、伝統主義の墨守（＝「アジア停滞」）、伝統主義の突破（ヨーロッパの「近代」化）、そして伝統主義への回帰（ヨーロッパの「アジア的復古」）という歴史的循環の可能性に関わる問題だったのである。しかし、多くのヨーロッパ人は、それをややミスリーディングな仕方で地理関係的概念として考えていたのである。しかし、現代アメリカにおける rent-seeking capitalism の問題化は、ある意味では、このヨーロッパ起源の近代資本主義の「停滞」・「アジア的復古」の兆候をハッキリと示しているとも言えるであろう。しかも、このような危機意識は既に J.S. ミルにはっきりと抱かれていたものであった。

ヴェーバーもまた、このように、ヨーロッパの頽落と停滞、そして「アジア的復古」の問題は、アジアの問題であるだけではなく、とりわけ高度資本主義下のヨーロッパの問題であると考えていた。だから、ヴェーバーは、「アジア停滞論」を地理関係的なものと見るミスリーディングな考え方を、実際には一歩超えていたのである。ただし、ヴェーバーは、この点を、明確に整理して論じていたわけではなかったのだが。

しかしいずれにせよ、上の引用文に示されたヴェーバーの問題は、「アジア停滞論」の問題に即しての、ヨーロッパの「アジア的復古」として現れた危機の問題――ローマ帝国のエジプト化に類似の、現代資本主義のローマ帝国化からひいてはエジプト王国化に至るという危機の問題――であった。このことは紛れもないところである。この意味で、ヴェーバー

は、モンテスキューを――ローマ帝国のオリエント化を通しての衰退を印象的な筆致で描き出した『ローマ盛衰原因論』を執筆し、またフランスの絶対主義をオリエンタル・デスポティズムに擬した『法の精神』のモンテスキューを――継承する社会思想家であった。ヴェーバーはまた、上で示唆したことだが、次のよう言うJ.S.ミルの延長上に立ってもいた。

「一国民を進歩に向けて誘導するのに最も有効な統治形態も、その次の段階の進歩を妨害……してしまうことがある。……エジプトの階層制度や中国の家父長制的専制政治は、エジプト人や中国人を彼らが到達した文明段階にまで引き上げるためには極めて適当な手段であった。しかし、エジプト人も中国人も、進歩のその段階に到達すると、精神的自由と個性が欠けていたために、永久的に停滞してしまった。精神的自由と個性とは改善の必要条件であるが（これがJ.S.ミルの『自由論』のテーマであった！―今井）、彼らを前進させた制度は、これの獲得を不可能にしてしまった[18]」。

このように言うJ.S.ミルにとっても、「アジア停滞論」の問題は、ヨーロッパの「アジア的復古」へ向かう危機状況――J.S.ミルにとっては、具体的には産業革命後の「大衆の氾濫」と「大衆の専制」の問題がその危機状況を表現していた。単なる物質主義的な幸福の次元で成立する快楽最大化主義的功利主義の問題も、その「大衆の専制」の問題の形を変えた表現にほかならないものであった――から見つめられていたのであり、その意味で「ヨーロッパの停滞」の問題にほかならなかったのである。

ヴェーバーの『支配の社会学』における官僚制の歴史的分析は、既に見たように特にエジプトと中国に大きな注意を払って展開されたものであった。その歴史的分析が近代と現代のヨーロッパの問題に直結していたことも、以上のよう

に考えてくれば、既に明らかである。そのヴェーバーのエジプトや中国の家産官僚制分析は、また、このJ.S.ミルの議論とも無関係ではありえない。ヴェーバーは、モンテスキューを継承するだけではなく、『自由論』と『代議制統治論』のJ.S.ミルを継承する思想家でもあったのである。そして、ヴェーバーの議論は、この二人に代表されるような精神を体現しつつ、ヨーロッパの自由主義的価値を体現した市民社会の危機に関わっていたのである。

そのヨーロッパの市民社会の危機の中で、彼等は、多元的社会の中での批判と競争がもたらす緊張関係とその緊張関係の中で可能になる創造性・生産性こそが、この危機を超える可能性を提示するものだ、と考えていた――念のために言っておくが、モンテスキューの権力分立論とは、いち早く展開された一元論的権力批判＝多元論的権力論にほかならなかったのである――。

十一、東アジアの経済は、欧米の経済に追いつき、今それを追い越そうとしている。その意味では、東アジアは、ヴェーバーのアジアにおける資本主義不可能性論なるものを克服した。それは大きな成果であった。確かに一応はこのように言える。

しかし、そのことは、以上で見てきたヴェーバーの議論を踏まえていえば、東アジアの資本主義は、国家的官僚制の保護下で離陸したことによってはじめからRentenkapitalismusとしての性格を帯びており、そのことにおいて、同時に、既にRentenkapitalismusへの変質を遂げていた資本主義に追いついたのだということを意味している、と見るべきであろう。つまり、東アジアは、資本主義を立ち上げることに成功することによって、同時に、ヴェーバーが憂慮した近代資本主義の頽落という問題圏に中に入りこんでしまったのである。

もしこのようなことが言えるのであれば、東アジアの社会は、ヴェーバーを超えたというよりは、ヴェーバーの問題

圏に入りこんだという方が適切なのである。ヴェーバーが憂慮した近代資本主義の頽落の問題は、今やわれわれ東アジアの問題にもなったのである。スティグリッツのアメリカ資本主義の節度を失った rent-seeking behavior とそれをほとんど統制し得ないどころか、むしろそのレントのおこぼれを seeking しているアメリカ政治に対する批判的分析が、われわれアジア人にとってよそ事でなく感じられるのは、このことによっている。アメリカから中国まで、歴史的由来は異なっていても、また政治的体制が一応は異なっていても――従ってそのことに由来する様々な点での差異はあるにしても――、今や原理的には同一の rent-seeking capitalism の中に立っているのである。われわれは今、等しく、ヴェーバーが言った意味での「非合理的資本主義」の Rente あさりの跳梁の中に、息をのんで立ち尽くしているわけである。その意味では、ヴェーバーは、超えられるのではなく、現代に適合的な形で、批判的に継承されねばならないのである。

ここで、われわれは次のことを念頭においておかなければならない。ヴェーバーは、東アジアに近代資本主義が成立するための様々な阻害要因があることを剔抉して、そこには、近代的資本主義は成立不可能であろうという結論を下した。多元的権力構造の不在、少なくともそれの未成熟、従って健全な競争の不在／未成熟、巨大官僚制の存在とそれの非合理的な行動、官僚による俸禄追求と特に国家請負事業などで典型的に見られたレンテあさり（rent-seeking）といった問題を剔抉し、解決の方向を指し示す筈の市民的政治文化が未だ未成熟であるという事実を示した。

さて、東アジアの資本主義は、このような阻害要因の残存にもかかわらず成立したのであった。それは、資本主義にとって最大の阻害要因であった政治権力が、むしろ資本主義を成立させることなくしては自己の権力基盤を維持することが却って困難になるということを悟ったからであった。しかし、そのような形での資本主義の成立は、当然のことながら、資本主義の成立にも関わらず、それの健全な発達を阻害する要因を、予め数多く内に抱え込むという事態を意味することになった。その意味では、東アジアの資本主義は、Rentenkapitalismus の楽園にほかならない、とも言えるわ

けである。

東アジアの資本主義形成の一世紀半は、基本的には、一九世紀中葉の西欧（ウェスタン・インパクト）の衝撃がもたらした持続的な危機の中にあった。東アジアの資本主義形成は、この持続的な緊張関係の中ではじめて可能になったものであった。それは、内発的なイノヴェーションによるものではなかった。むしろ、その発展は、繰り返すことになるが、それまで資本主義の発展の最大の阻害要因であった政治権力が、資本主義を成立させることなくしては、自己の権力基盤を維持することが困難になるという危機意識――外圧が喚起した危機意識――に発するものであった。それゆえ、そこに成立した資本主義は、基本的にpolitical-orientedな資本主義であった。

東アジアにおける資本主義経済の巨大な発展によって、資本主義は西欧に固有のものではなくなった。この意味において（も）、資本主義は、グローバルなものになった。しかし、その資本主義は、基本的にRentenkapitalismus、political-orientedで、rent-seekingな資本主義なのである――しかも、その資本主義に対して、社会主義というカードは、もはや切り札としては、いかなる意味でも通用しなくなっているのである――。この資本主義は、念のために言っておけば、「公正」とか「平等」という概念が、ひいては近代自由主義の根本的価値であった「自由」の概念が――要するに法哲学の学問としての存在意味に関わる概念が――、全面的に問題化されるに至った所以の資本主義なのである。このことは、スティグリッツが精力的に説いている通りである。

ヴェーバーの議論は、この問題局面に即して批判的に継承されるべきである。そのことによってわれわれの法哲学の議論は、同時に、歴史的・社会的・政治的局面とも深い接点を確保しながら、展開していくことが可能となるのではないであろうか。

(1) Vgl., Max Weber, Vorbemerkung zur *Gessammelte Aufsätze zur Religonssoziologie, Bd. I.* Tübingen, 1920.
(2) Vgl., z. B. Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, 1, Auflage,* Tübingen, 1921-1922, Kaptel IX, 7. Abschnitt. Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der Städt).
(3) Hannah Arendt, *Human Condition.*
(4) 今井弘道『新・市民社会論』(風行社 二〇〇一) 第一章参照。
(5) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Kaptel IX, 7. Soziologie der Herrschaft, 3. Abschnitt. Patriarchale und patrimoniale Herrschaft.*
(6) Joseph E. Stiglitz, *The Price of Inequality,* 2012.
(7) Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kaptalismus, in:*Gessammelte Aufsätze zur Religonssoziologie, Bd. I.* S.61
(8) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte,* München und Leibzig, 1923, S.286
(9) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte,* S.286
(10) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte,* S.286
(11) Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kaptalismus, in:*Gessammelte Aufsätze zur Religonssoziologie, Bd. I.* S.55
(12) Max Weber, Agrarverhältnisse im Altertum, in: *Sozial- und Wirtschaftsgeschichte,* Tübingen, 1924, S.32
(13) Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kaptalismus, S.49. Anm.2
(14) ここで「アジア的復古」という言葉を使ったのは、私の現在のヴェーバー研究が、Wittfogel の *Oriental Despotism* を視野に入れながら、それをヴェーバー解釈の深化を通して一歩超えることを目指していることによっている。この Wittfogel の「アジア的復古」に関しては、石井知章『中国革命論のパラダイム転換――K.A. ウィットフォーゲルの「アジア的復古」をめぐり――』(社会評論社 二〇一二) 参照。
(15) 『ロシア革命論』、一三四頁。
(16) Max Weber, *Agrarverhältnisse im Altertum,* S.278

（17）Max Weber, Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in;Gesammelte Politische Schriften, 5. Aufl., S.332.「新秩序ドイツの議会と政府」、『世界の大思想――ウェーバー政治・社会論集』（河出書房一九六九）所収、三二九頁。引用文中の強調は今井。

（18）J.S. Mill, *Considerations on Representative Government.*「代議政治論」、『世界の名著　ベンサム／J・S・ミル』（中央公論社一九六七）所収、三八三頁。